

東京石桜同窓会々則

第1条 (名称) 本会は東京石桜同窓会と称する。

第2条 (目的) 本会は会員相互の情報交換及び親睦を図り、交誼を厚くし、母校の繁栄に寄与することを目的とする。

第3条 (会員) 本会会員は、旧制・新制岩手中学、岩手高校の卒業生と在籍したことのある者で構成する。

本会に名誉会員を置くことができる。

第4条 (事業) 本会は目的遂行のため次の事業を行う。

総会及び懇親会の開催

会員名簿のセンター管理 (個人情報 は 会 の 情報 連絡 の み 使用 厳 守)

その他必要と認めた事項

第5条 (総会) 本会は年1回総会を開催する。

第6条 (役員) 本会に次の役員を置く。

会長——1名、 副会長——3名

常任理事

理事——原則として各学年1名以上若干名

監事——2名、 事務局員——若干名

本会に常任理事会の推薦により名誉会長・顧問・参与を置くことができる。

2 (役員 の 役割) * 常任理事会メンバー

- * 会長 会を代表し、その統括をする。
- * 副会長 会長を補佐し、不在の時は代行する。
- * 常任理事 常任理事会を構成し、会の事業の企画運営実施を行う。
- 理事 学年を代表し、その統括と伝達を行う。
- * 監事 会の会計監査を行う。
- 参与 常任理事会に助言を行う。
- * 事務局 広報並びに会の事業の事務を行う。

3 (役員 の 選出)

会長 常任理事会の推薦により総会の承認を得る。

任期は2年とし、再任をさまたげない。

副会長 常任理事会の推薦により総会の承認を得る。

任期は2年とし、再任をさまたげない。

常任理事 理事の中から会長・副会長が協議の上指名する。

理事 学年毎に選出する。

監事 常任理事会の推薦により総会の承認を得る。

事務局 本会の事務局を株三田商店東京支店に置く。

第7条 本会の会則の改正は総会の決議による。

附 則

1 本会則は昭和58年11月6日より施行する。

2 改訂 平成10年9月26日

3 改訂 平成26年9月26日

4 改訂 平成30年10月6日 (第4条・個人情報)

5 改訂 令和元年10月5日 (第6条・常任理事会メンバーに*追記)